

富士見子ども・若者の居場所応援ネット 規約

(目的)

第1条 富士見子ども・若者の居場所応援ネット（以下「応援ネット」という。）は、富士見市内で子ども食堂や学習支援教室など、子ども・若者の居場所を運営する団体の連携と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 応援ネットは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 居場所活動団体の交流・情報共有のための活動
- (2) 居場所活動団体の相互連携のための活動
- (3) 食材等の物資の受付や配付に関する活動
- (4) その他必要と認める活動

(会員)

第3条 応援ネットは、富士見市内で活動する子ども・若者の居場所活動団体の代表者、または代理者をもって組織する。ただし、これ以外に応援ネットの趣旨に賛同・協力し、会員が認めた者を会員とすることができる。

(役員)

第4条 応援ネットに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

2 役員を選出は、会員の互選とする。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第5条 代表は、応援ネットを代表し、全体を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、総会と役員会とする。

2 総会は、事業及び組織に関する基本的事項を審議し、決定する。

3 役員会は、必要に応じて開催する。

4 会議は、代表が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 応援ネットの会務を処理するため、代表が指名する会員団体内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、応援ネットの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和2年 6月19日から施行する。